

# 3. 施策ごとの達成度評価（案）

- 3.1 総合治水対策特定17河川の流域整備計画において位置付けられている施策の概要
- 3.2 流域協議会の設置
- 3.3 流域整備計画の策定
- 3.4 治水施設整備の促進、治水緑地、多目的遊水地の設置、防災調節池の設置等
- 3.5 三地域区分
- 3.6 雨水貯留施設の設置
- 3.7 透水性舗装の適用等
- 3.8 下水道事業等内水対策における配慮
- 3.9 浸水実績図の作成・公表
- 3.10 浸水予想区域図の設定
- 3.11 災害危険区域の設定
- 3.12 土地利用における治水安全度の配慮
- 3.13 流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ

### 3.1 総合治水対策特定17河川の流域整備計画において位置付けられている施策の概要

総合治水特定河川		伏籠川	鶴見川	新河岸川	中川・綾瀬川	真間川	神田川	残堀川	境川(神奈川)	引地川	目久尻川	巴川	新川	境川(愛知)	境川(岐阜)	大和川	猪名川	寝屋川	参照ページ
1. 治水施設整備の促進																			73、74
2	1. 浸水予想区域図の設定																		92
	2. 浸水実績図の作成・公表																		93、94
3. 三地域区分																			75～78
4	1. 治水緑地・多目的遊水地の設置																		79～82
	2. 防災調節池の設置																		83
	3. 雨水貯留施設の設置																		84
	4. 透水性舗装の適用等																		85～88
	5. 下水道事業における配慮																		90、91
	6. 市街地調整区域のうち治水上の機能を有する土地に対する配慮																		96
	7. 地域住民に対する理解と協力を求める働きかけ																		97～105
5	1. 災害危険区域の設定																		95
	2. 土地利用における治水安全度の配慮																		96
	3. 流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ																		97～105

## 3.2 流域協議会の設置

すべての河川で流域協議会が設置されており、その下に幹事会や部会が組織されている。一部の河川を除き、担当者会議やイベント等を行い流域内の情報交換・伝達を図っている。

総合治水対策特定河川一覧表

平成15年10月現在

事業採択年次	河川名	流域総合治水対策協議会発足日	協議会	幹事会	部会	最近開催状況	その他、流域内での情報交換や伝達などが図れるような組織(システム)の設置状況
昭和54年度	鶴見川	55年9月3日				H9以降に部会開催、担当者会議は月1回以上開催	担当者会議、住民参加型勉強会等
	新河岸川	55年8月12日				H10.2部会、住民参加型勉強会はH14年度に8回開催	担当者会議、行政間調整会議等
	猪名川	55年9月27日				毎年協議会、幹事会を開催	担当者会議、ヒヤリング等
	引地川	55年11月7日				H7幹事会	
	境川(神奈川)	55年11月7日				H7幹事会	
	巴川	55年9月10日				H13.2幹事会	イベント準備会、静岡市との情報交換
	真間川	55年12月1日				H9.12作業部会、担当者会議は年2回開催	担当者会議、イベント準備会
	新川	55年9月3日		代表幹事会 分科会		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会
昭和55年度	伏籠川	55年7月1日				H7.3協議会、担当者会議は毎年開催	担当者会議、イベント準備会
	中川・綾瀬川	55年8月12日				H12.7協議会、流域自治体ヒヤリングは毎年実施	担当者会議、ヒヤリング
昭和56年度	残堀川	56年10月21日				H13.2幹事会	
	目久尻川	56年9月4日				H7幹事会	
昭和57年度	大和川北部河川	58年2月17日				H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議
	境川(愛知)	57年7月15日		代表幹事会 分科会		H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会
昭和63年度	神田川	1961年12月22日				H15.4部会、幹事会・部会は毎年開催	
	境川(岐阜)	平成元年3月3日				H15.11幹事会予定、住民参加型の勉強会を年10回程度開催	住民参加型勉強会
	寝屋川	60年11月20日				H15.5協議会(毎年開催)	担当者会議、イベント準備会等

直轄区間を含む。

総合治水対策は施策に応じた部局が協力して実施している。協議会はおおむね良好に機能し、関係部局が協議して、効果的な対策の確立を図っていた。流域全体の枠組みに役立っており、協議会は必要であった。

注) 協議会、幹事会及び部会に参加している関係部局を表示

河川名	河川部局	都市計画部局	住宅部局	土地部局	下水道部局	道路部局	農地部局
鶴見川							
新河岸川						×	
猪名川						×	×
引地川			×			×	
境川(神奈川)						×	
巴川							
真間川							
新川							
伏籠川						×	
中川・綾瀬川						×	
残堀川						×	×
目久尻川						×	
大和川北部河川						×	
境川(愛知)							
神田川						×	×
境川(岐阜)							
寝屋川			×			×	×

### 3.3 流域整備計画の策定

すべての河川で流域整備計画が策定されている。当初計画の目標期間を過ぎ、市街化率が目標を上回る河川等では、流域整備計画の見直し又は見直しを検討中の河川が多い。河道と流域の役割分担及び流域の地域特性に応じた対策の進捗について関係者の合意が図られ、各種施策が推進された。

平成15年10月現在

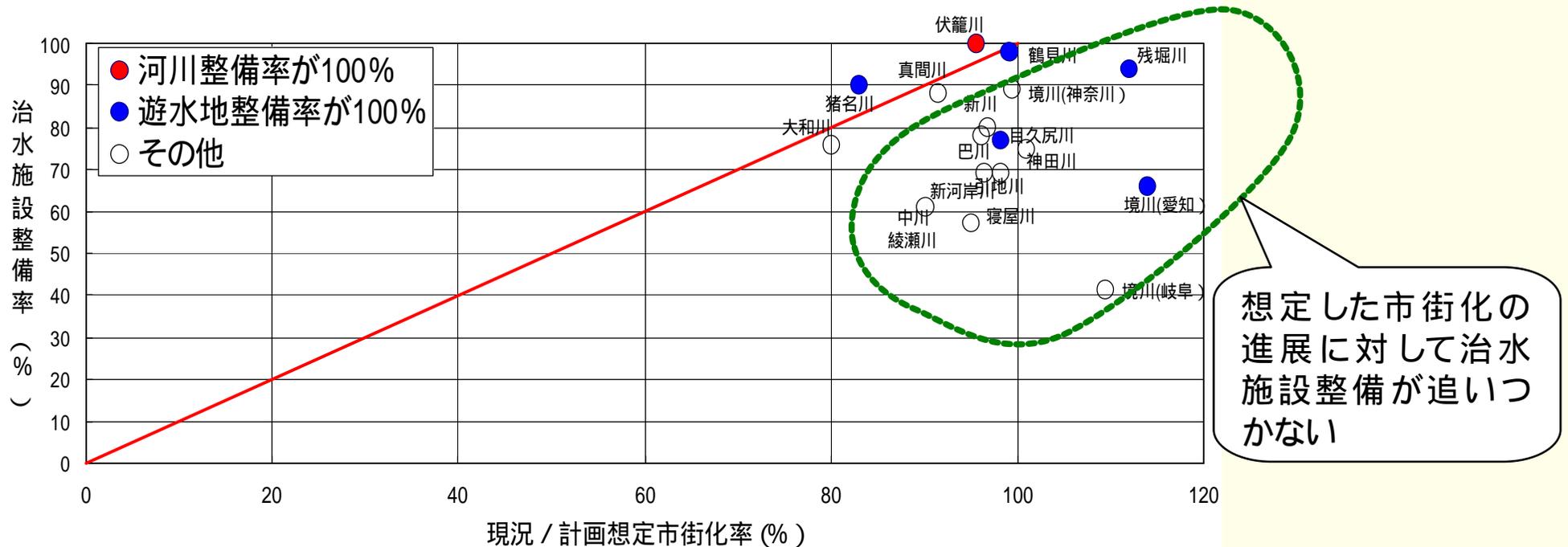
河川名	流域整備計画		整備目標 年次	計画 市街化率	現況 市街化率	見直し作業等の状況
	当初計画策定年	新計画策定年				
鶴見川	S55年9月3日	平成元年5月15日	H7	85.0	84.3	河川整備計画の策定、都市水害法の適用状況と合わせて見直しを進める
新河岸川	S57年8月3日		S63	50.0	48.2	見直し案を作成し関係機関調整中
猪名川	S57年3月29日		H3	38.4	31.9	河川整備計画の策定や新法の施行により、見直しも有り得る。
引地川	S56年5月13日	平成7年幹事会	H12	71.2	70.0	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
境川(神奈川)	S56年5月13日	平成7年幹事会	H12	72.8	72.4	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
巴川	S57年5月17日	平成11年3月26日	H20	52.0	50.0	見直す予定はないが、今後、新法への対応を鑑みながら河川整備計画を策定する
真間川	S58年3月29日		H5	71.0	65.0	平成15年度から変更作業を再開する。
新川	S57年2月15日		H2	64.0	62.0	現在作業中 (H173策定予定)
伏籠川	S56年3月26日	平成7年3月22日	H12	59.0	56.4	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
中川・綾瀬川	S58年8月4日	平成12年7月12日	H20	51.0	46.0	
残堀川	S57年8月25日		H3	66.0	74.0	現在、河川整備計画を策定中である。その検討とあわせて見直しを進める
目久尻川	S57年7月16日	平成7年幹事会	H12	56.6	55.6	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
大和川北部河川	S60年7月12日		H5	32.0	25.6	直轄区間の整備計画策定に合わせて見直す予定
境川(愛知)	S58年8月23日		H2	50.0	57.0	現在作業中 (H183策定予定)
神田川	平成元年4月22日		H7	95.5	96.5	平成16年度に見直しの予定。
境川(岐阜)	平成5年3月30日		H13	53.0	58.0	河川整備計画の策定に合わせて見直し作業を進める予定。
寝屋川	平成2年5月17日		H22	85.1	80.9	H14の河川整備計画策定、都市型水害対策検討委員会報告、流域対策の検討等を受け、改定について検討中

直轄区間を含む。

赤字：目標又は計画を上回る

# 3.4 治水施設整備の促進、治水緑地、多目的遊水地の設置、防災調節池の設置等

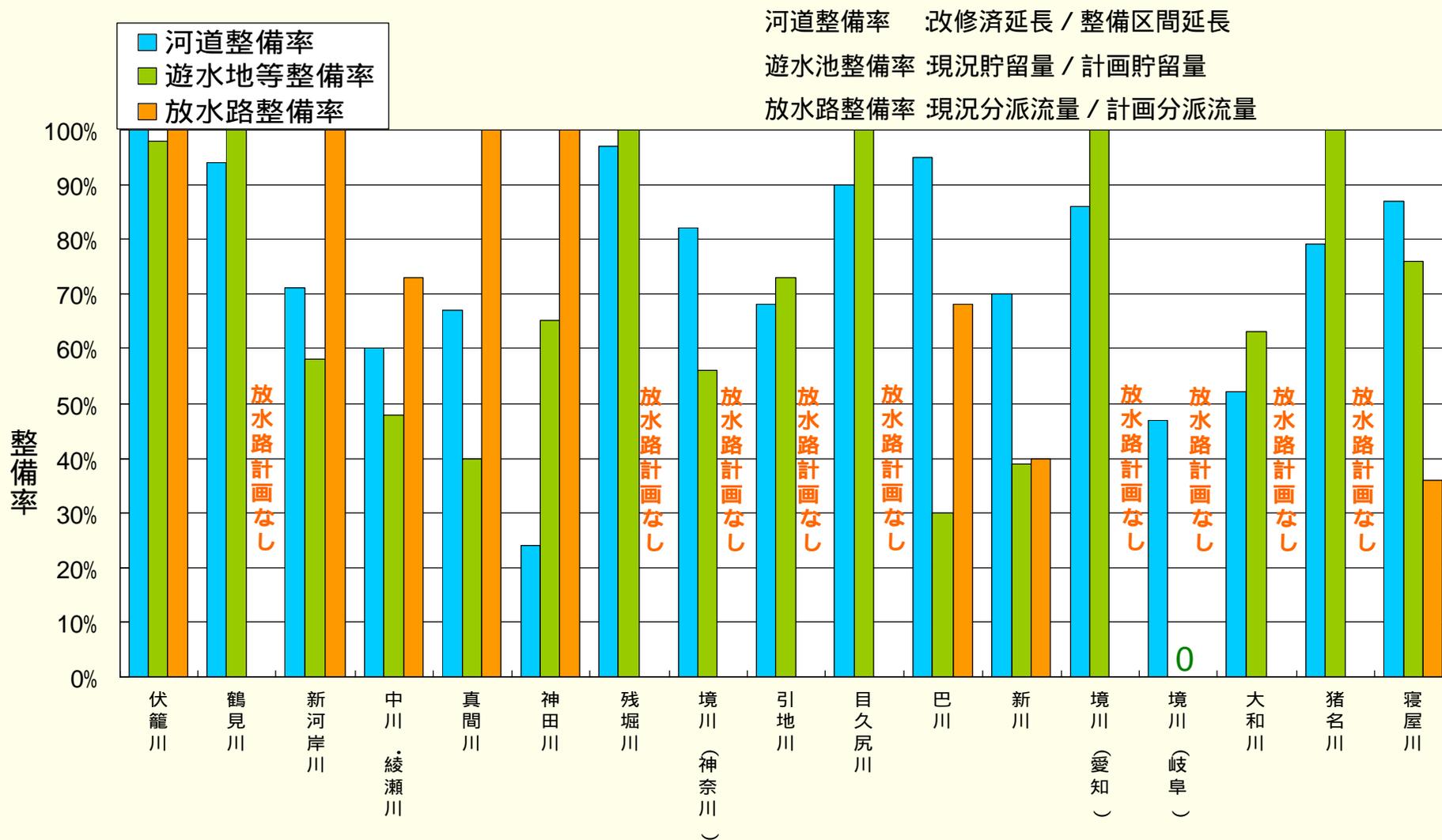
a) 投資の重点化により、治水施設整備は市街化の進展に対して一定程度対応。しかし、市街化の進展に対応できている河川とそうでない河川がある。時間的には当初の目標より時間を要している。



$$\text{治水施設整備率} = \frac{\text{(区間距離} \times \text{施設整備を考慮した流下能力)}}{\text{(区間距離} \times \text{基本高水流量*)}}$$

\* 時間雨量50mm相当の降雨に対応する基本高水流量

b) 整備目標に対する治水施設整備（河道、遊水地、放水路）の進捗率は、平均で70%程度である。



## 3.5 三地域区分

区分された地区毎の特性に合った(流域)対策を実施するため、土地利用状況及び地形特性を勘案し、流域整備計画の中で三地域区分を定めている。

三地域区分の設定	河川	備考
主に三地域に区分	13河川	
主に二地域に区分	3河川	残堀川 :保水、低地 低地 大和川 :保水、低地A・低地B 寝屋川 :山間自然地域、山麓都市地域、低地 都市地域
保水・遊水・低地地域としての設定はなし	神田川	市街地、自然地の分け 採択時点で既に都市化が進んでいた神田川では遊水地域に相当する未開発地域がない。

三地域区分別面積

(面積 km<sup>2</sup>、比率 :%)

河川名	保水地域		遊水地域		低地地域		合計		
	面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積		
伏籠川	143.4	89.3	0.1	0.1	17.0	10.6	160.5		
鶴見川	187.5	79.8	4.5	1.9	43.0	18.3	235.0		
新河岸川	320.0	82.1	3.1	0.8	66.8	17.1	389.9		
中川・綾瀬川	563.64	57.1	251.33	25.4	172.42	17.5	987.39		
真間川	53.9	82.2	4.3	6.5	7.4	11.3	65.6		
残堀川	30.4	87.6	0.0	0.0	低地	2.3	6.6	34.7	
					低地	2.0	5.8		
境川(神奈川)	204.33	97.0	2.29	1.1	4.07	1.9	210.69		
引地川	65.13	97.3	1.27	1.9	0.51	0.8	66.91		
目久尻川	33.27	91.7	2.30	6.4	0.70	1.9	36.27		
巴川	75.0	71.4	5.0	4.8	25.0	23.8	105.0		
新川	189.68	72.2	19.53	7.4	53.42	20.4	262.63		
境川(愛知)	208.93	78.2	43.97	16.4	14.37	5.4	267.27		
境川(岐阜)	21.44	47.6	2.04	4.5	21.55	47.9	45.03		
大和川	448.0	62.9	0.0	0.0	低地A	139.1	19.5	712.0	
					低地B	124.9	17.6		
猪名川	357.06	93.2	1.34	0.4	24.6	6.4	383.0		
寝屋川	山間自然地域	41.5	15.5	0.0	0.0	低地都市地域	205.7	76.9	267.6
	山麓都市地域	20.4	7.6						

神田川 (S60代初期)	自然地				市街地		全体
	約 6	6			約 99	94	105

いくつかの河川では遊水地域内で開発 (盛土) が行われている事例が見受けられる。

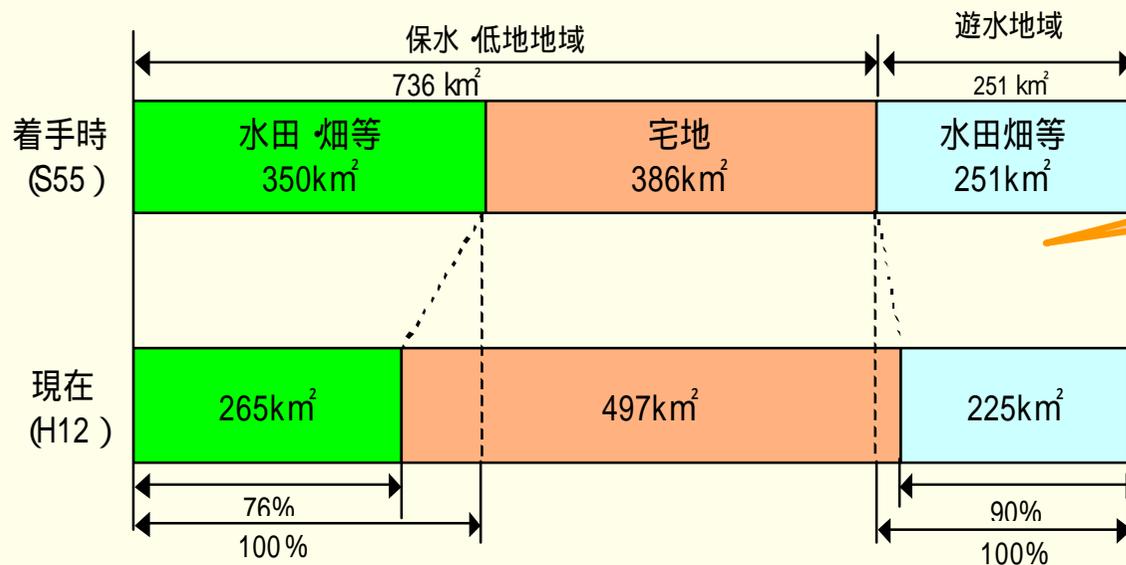
遊水地域の設定状況	河川名	開発面積の割合
遊水地域の設定あり	伏籠川	0%
	猪名川	0%
	鶴見川	遊水地域の33% (盛土によるものが約9割)
	新河岸川	遊水地域の11% (盛土のみしかない)
	中川 綾瀬川	遊水地域の10%
	真間川	遊水地域の7%
	新川	遊水地域の13%
	境川 (愛知県)	遊水地域の7%
遊水地域の 設定なし	残堀川	
	大和川	
	神田川	
	寝屋川	

注)その他の河川については不明 (調査中)

三地域区分により遊水地域の開発に対して一定程度の歯止めがかかっており、遊水地域への配慮を引き続き行っていくことが重要である。

3地域区分を行ない遊水地域への土地利用上の配慮がなされたことにより、中川 綾瀬川では約1,050万m<sup>3</sup>の遊水機能量が確保されたと推定される。

中川 綾瀬川

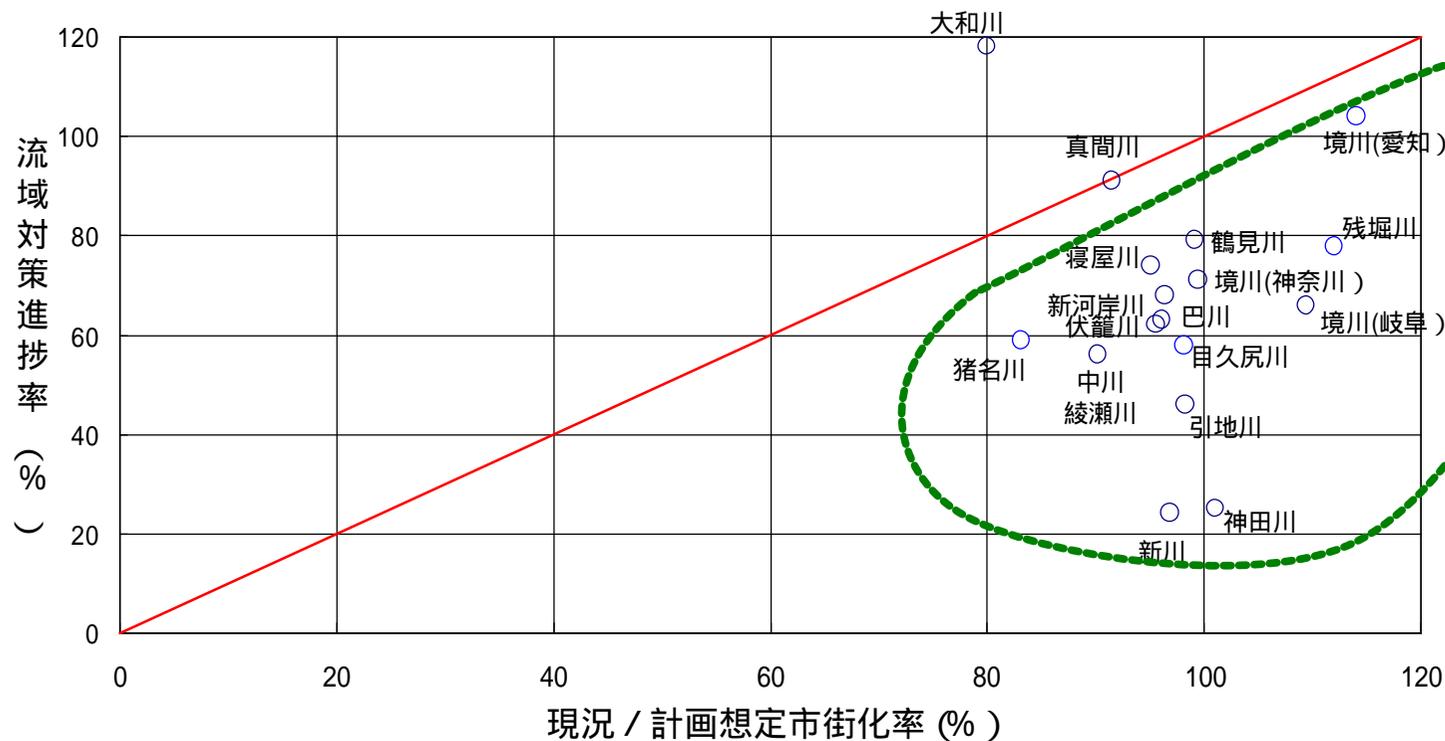


遊水地域での土地利用上の配慮が行われず保水 低地地域なみに開発が進行していた (遊水地域の保全率90% 76%) とすると、遊水地域内の宅地面積は26km<sup>2</sup> 61km<sup>2</sup>に増大していた (+ 35km<sup>2</sup>)

遊水地域内で30cm程度の湛水を許容していると仮定すると、遊水地域の土地利用上の配慮がなされたことにより約1,050万m<sup>3</sup> (河川管理者が造る遊水地の計画容量1,490万m<sup>3</sup>の約71%) の遊水機能量が確保されたことになる。

## 3.6 雨水貯留施設の設置

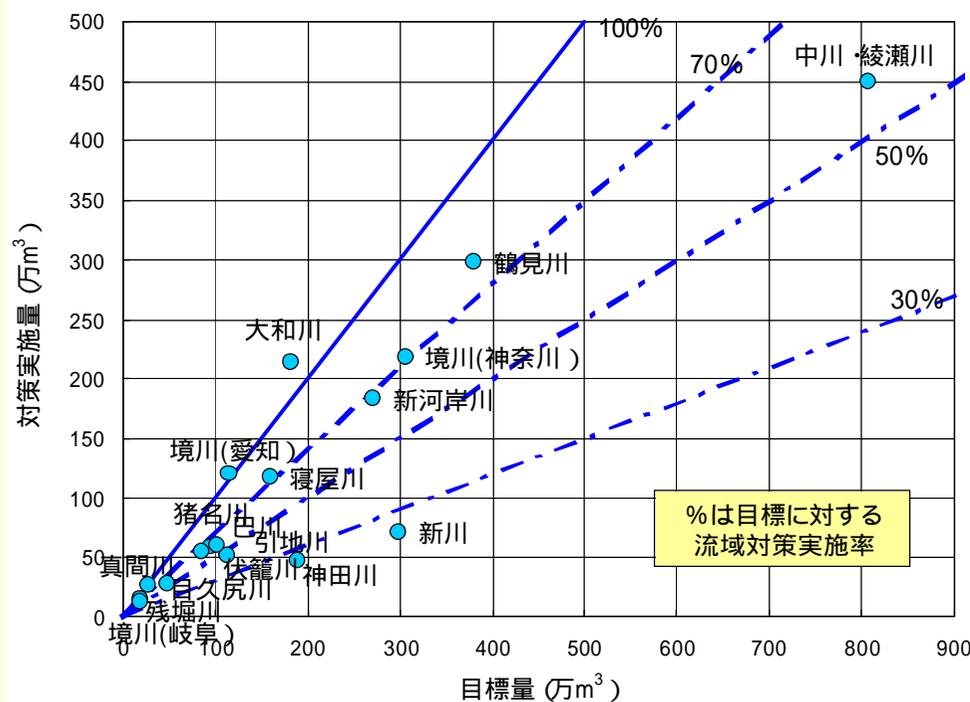
すべての河川で新規開発地対策と既成市街地対策が実施されており、一定程度の効果を発揮しているが、対策が遅れている河川が多い。



市街化の進展に対して流域対策整備が追いつかない

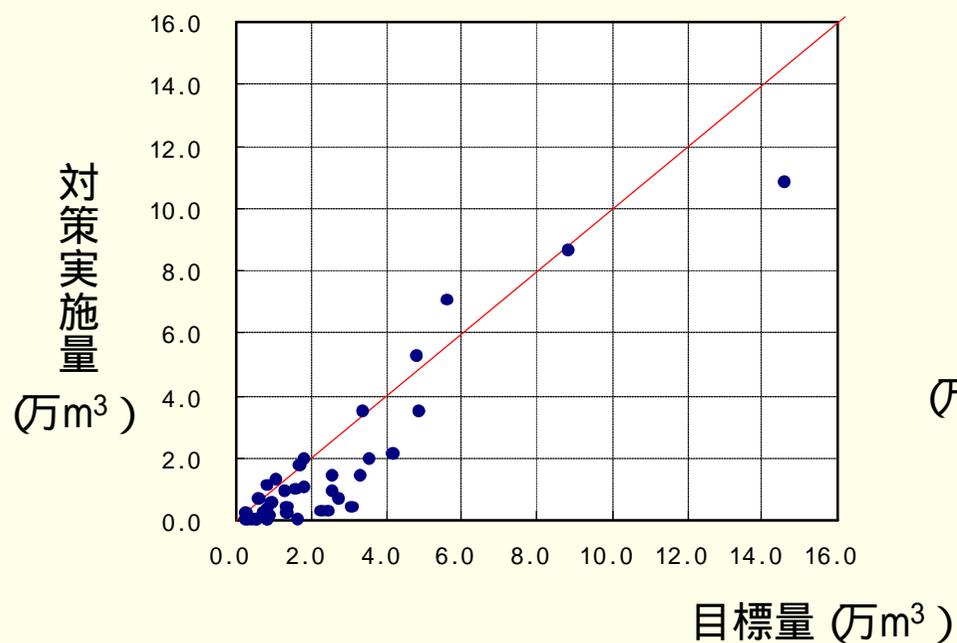
流域対策の目標量に対する実施率は、平均70%程度であるが、30%を下回るような河川もいくつかある。

既開発地対策（公共分）において目標を達成できていない理由として、財政的事情を挙げるところが多い。

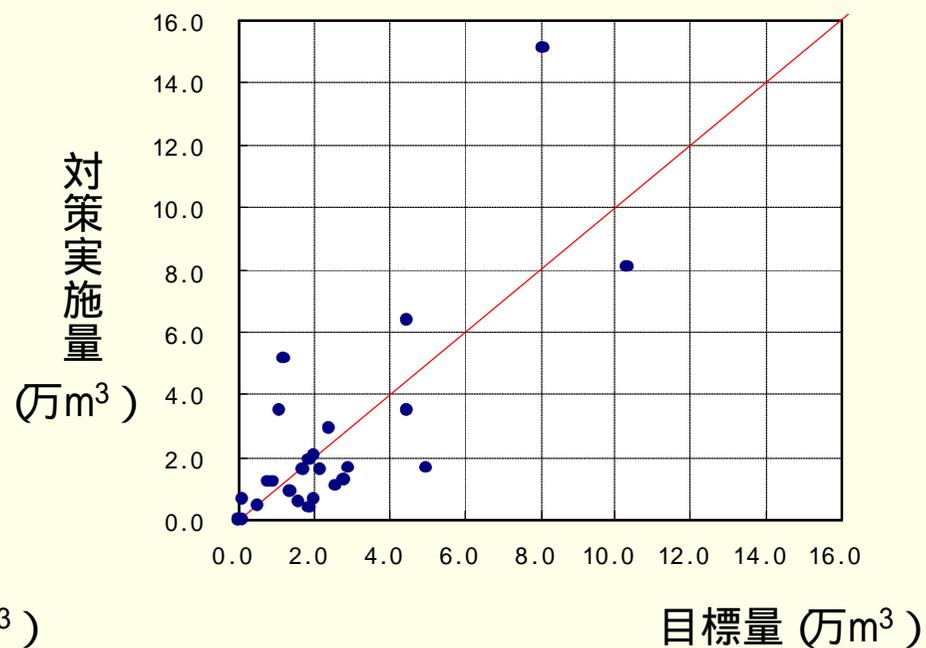


河川名	新規開発地対策 (主として民間)			既開発地対策 (公共)		
	目標量 (万m <sup>3</sup> )	対策実施量 (万m <sup>3</sup> )	/ 進捗率 (%)	目標量 (万m <sup>3</sup> )	対策実施量 (万m <sup>3</sup> )	/ 進捗率 (%)
伏籠川	42.00	36.46	87	51.80	21.70	42
鶴見川	281.98	266.13	94	97.80	32.40	33
新河岸川	207.50	119.78	58	62.50	63.44	102
中川 綾瀬川	713.14	390.62	55	93.15	59.66	64
真間川	15.30	12.70	83	13.30	13.30	100
神田川	190.05	47.70	25			
残堀川	14.55	14.57	100	4.76	0.57	12
境川 (神奈川)	153.90	144.69	94	152.48	73.75	48
引地川	51.66	31.71	61	61.38	20.37	33
目久尻川	28.32	16.55	58	19.34	10.94	57
巴川	45.30	32.05	71	40.70	22.40	55
新川		48.04			23.23	
境川 (愛知)	102.82	102.49	100	12.92	17.74	137
境川 (岐阜)	13.50	9.40	70	5.90	3.36	57
大和川		82.74			131.58	
猪名川	71.50	38.00	53	31.41	22.79	73
寝屋川		26.27			91.92	

既開発地対策 (公共分) の実施状況 (進捗率) は、自治体ごとにまちまちである。



中川・綾瀬川流域

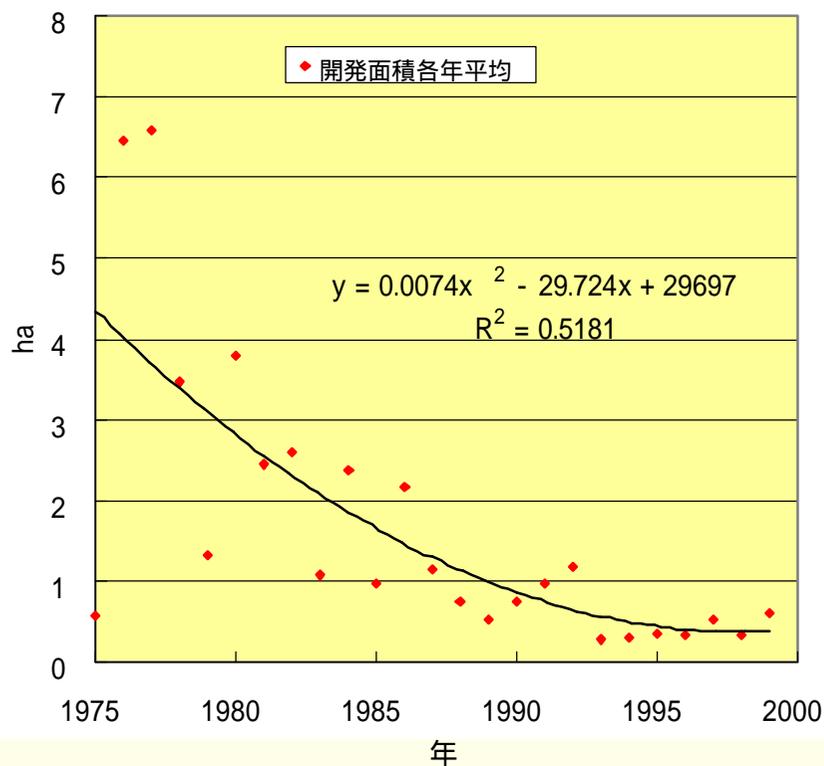


新河岸川流域

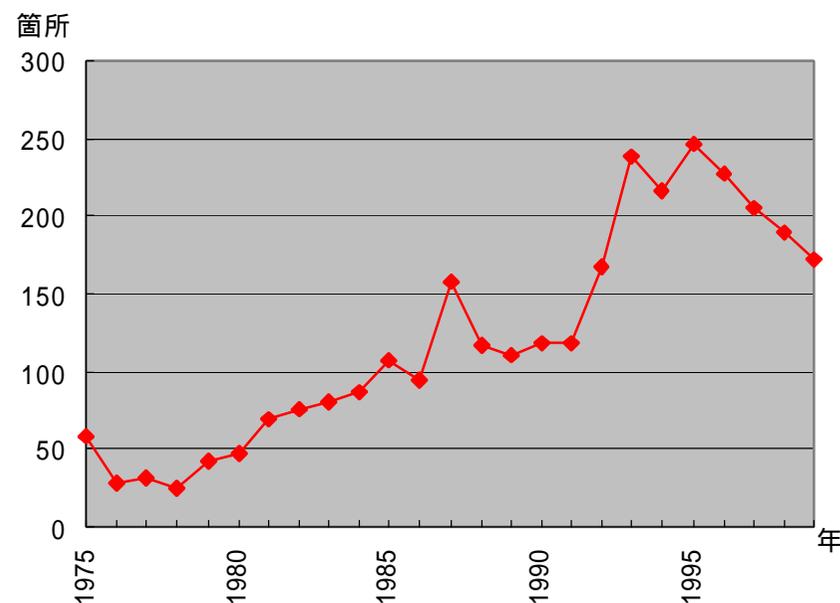
新規開発地対策に対しては、小規模開発の増加により十分に捕捉できていない。

### 近年開発面積は小規模化

鶴見川流域の平均開発面積の推移



開発数の推移



国交省調査資料より作成

## 調整池が埋め立てられている事例が見られる。

鶴見川流域内で民間が所有する防災調節池13箇所(貯水量12,300)が埋め立てられ機能が消失。



埋め立て前

埋め立て後

既成市街地対策である、学校・公園貯留は管理者との調整が必要なため、進捗には限界がある。

アンケート調査より、4河川が既成市街地対策の目標を達成できない理由として、学校・公園貯留に関する調整の問題を挙げている。

	既成市街地対策の目標を達成できない理由
伏籠川	流域貯留浸透事業は、学校・公園の公共敷地を利用していることから、工事の際は施設の使用に支障を与えるため、学校及び公園の行事との調整や代替施設の確保の問題があるため、1年に実施できる箇所が限られる。
中川 綾瀬川	学校貯留は関係者の理解が得られないケースもある。
境川 (神奈川)	流域整備計画の貯留対策量は各市町村の開発許可申請において法的強制力を持っていないため、現場条件や公園法などに基づく他の開発指導との調整をおこなう中で、貯留量が縮小されているケースがある。
寝屋川	学校・公園等管理者との調整

## 3.7 透水性舗装の適用等

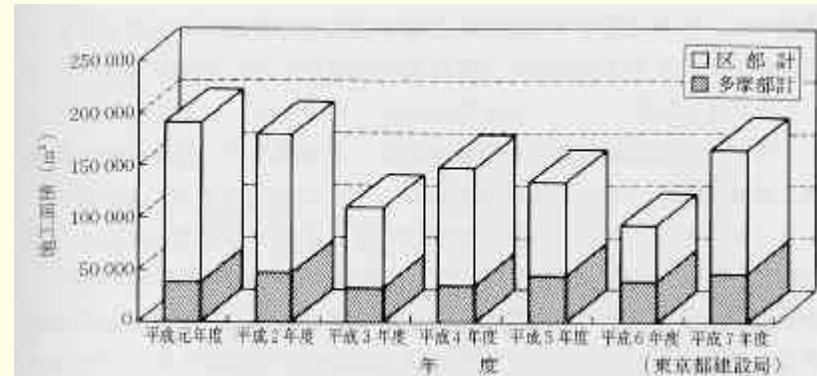
16河川で歩道部での透水性舗装を流域整備計画に位置付けているが、整備計画量は定められていない。歩道部以外にも、駐車場や車道等にも適用されている。



歩道



駐車場 (軽車両の駐車場等)



区部・多摩部別の透水性舗装の施工面積 (1989年～1995年度)



車道 (軽交通車道等)

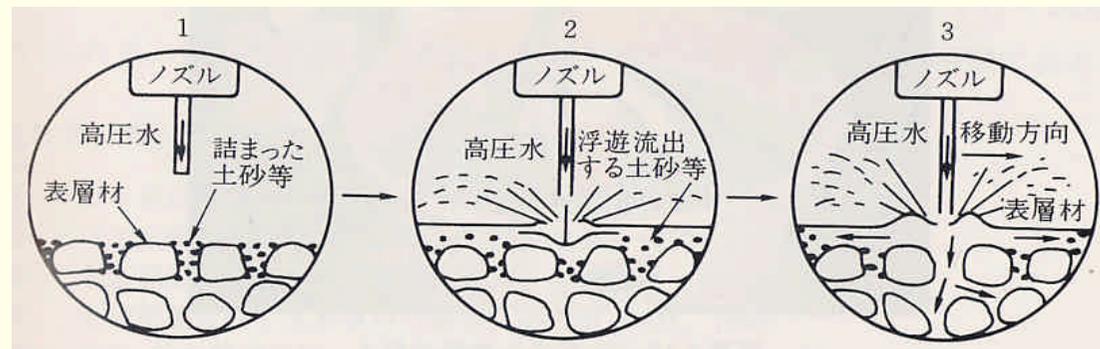
## 透水性舗装整備状況

河川名	整備面積 (m <sup>2</sup> )	備考
鶴見川	163,818 (40,955)	H8 ~ H11、 ( )は単年当り
新河岸川	22,100	H12単年
大和川	16,143	H12単年
伏籠川	計画になし	
他13河川	不明	

維持管理において目詰まりによる効果の低下、メンテナンス費用の増大等の問題がある。



歩道用機能回復機



透水性の回復原理

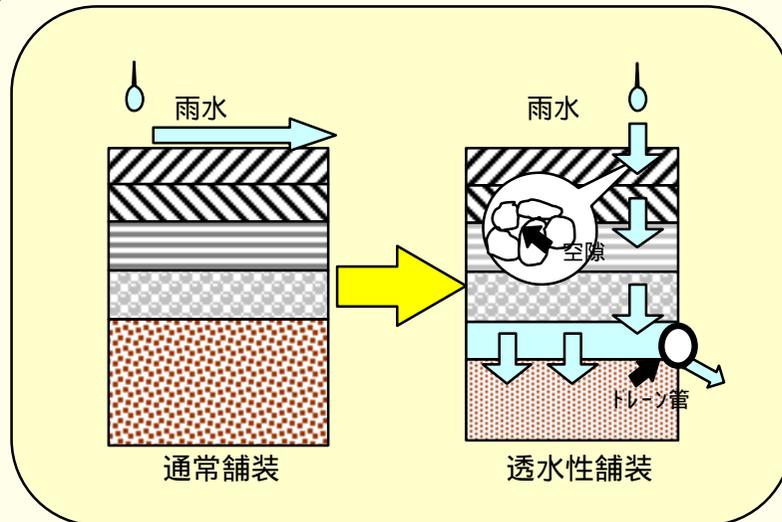
出典：「よくわかる透水性舗装」、水と舗装を考える会編

車道部への透水性舗装の適用が進められつつある。

道路構造令の一部を改正する政令案について(H13.4 国土交通省道路局プレス資料)

道路交通騒音の低減、集中豪雨時における都市型水害の発生抑制等に資する「透水性」舗装を都市部の道路に導入する。

## 透水性舗装による都市環境の改善



### 【国土交通省道路局】

・大型車両の通過に耐えられる舗装の強度の確保や、普及促進のためのコストの低減等を検討するために、平成15年度から全国10箇所で試験施工を実施する。

## 3.8 下水道事業等内水対策における配慮

a) 大半の河川で、下水道による貯留施設の整備や内水ポンプの運転調整を流域整備計画に位置付けている。

	流域整備計画に位置付けのある河川数	備考
下水道による貯留施設の整備	10	伏籠川、鶴見川、中川・綾瀬川、神田川、境川（神奈川県）引地川、目久尻川、巴川、新川、境川（愛知県）
排水調整	4	新河岸川、中川・綾瀬川、新川、境川（愛知県）
内水ポンプの運転調整	8	中川・綾瀬川、境川（神奈川県）引地川、目久尻川、巴川、新川、境川（愛知県）境川（岐阜県）

	流域整備計画の記述例	備考
排水調整 (保水地域)	下水道事業等において河川に雨水管渠等による放流を行う場合は、河川の改修状況に応じて排水調整を実施するものとする。	河川の流下能力見合いで、樋管等の吐き口断面を調整する。
運転調整 (低地地域)	河川が溢水破堤の危険な状態になった場合は、内水排除ポンプに対して運転調整を実施するものとする。	河川水位が危険な水位を上まわったら、ポンプを停止する。

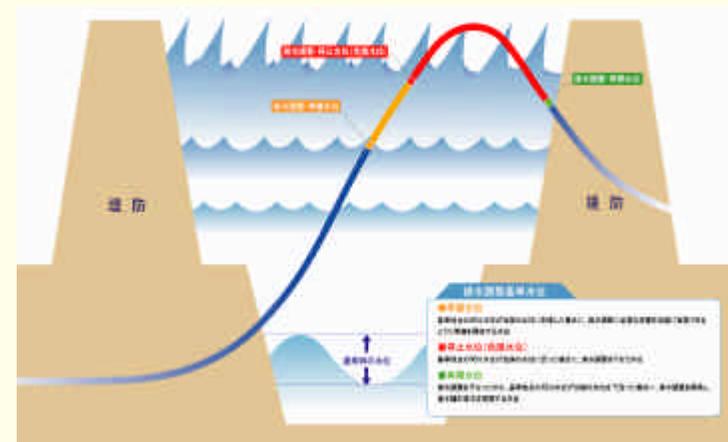
流域整備計画にはポンプ運転調整のルール化が定められている。新川では東海豪雨をきっかけにポンプ運転調整ルールを定めたが、大部分の河川では地域合意に基づく具体的なルールが設定されていない。

【新川の内水ポンプ排水調整ルール】

流域全体を新川下流・新川上流・五条川流域の3つの単位流域に分割し、各単位流域を貫流する本川河道に基準地点を設けて、下表に示す準備水位、停止水位及び再開水位を定めた。

基準点ごとの排水調整基準水位表

		基準地点		
		新川下流域	新川上流域	五条川流域
		下之一色	水場川外水位	春日
基準水位	準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
	停止水位	TP2.90m	TP5.20m	TP5.40m
	再開水位	TP2.70m	TP5.00m	TP5.20m
排水調整対象流域	新川下流域		-	-
	新川上流域			-
	五条川流域		-	



排水調整基準水位

出典 水災シナリオに即した浸水情報のあり方、愛知県氾濫シミュレーション技術検討会 総合報告書（平成15年3月）

## b)下水道対策の実施状況

下水道による貯留対策を計画量として定めているのは3河川であるが、4河川で対策を実施している。

河川名	下水道による貯留対策			備考
	計画量 (万m <sup>3</sup> )	実施量 (万m <sup>3</sup> )	実施率 (%)	
伏籠川	1.73	0.2	12	
鶴見川	60	38	63	
新河岸川	13	13	100	
寝屋川	0 (40)	12.7	32	長期計画で位置付け
中川 綾瀬川	0 (160)	0	0	長期計画で位置付け

( )は長期計画における計画量

## 3.9 浸水実績図の作成・公表

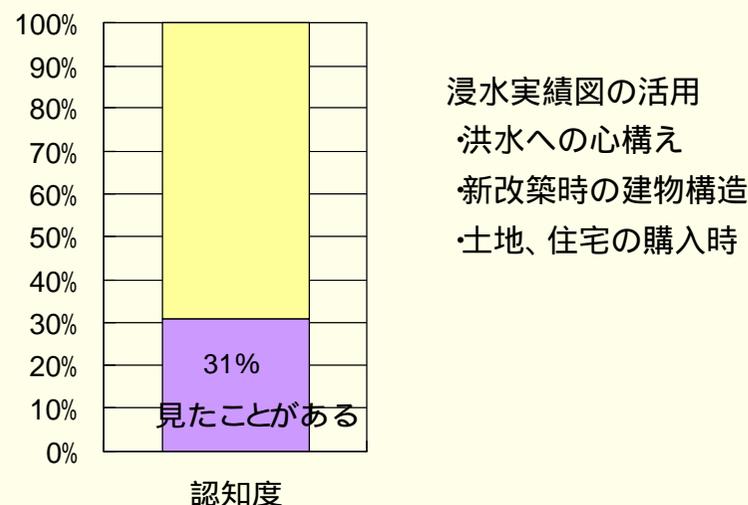
すべての河川で浸水実績図を作成・公表しているが、認知度が低く、十分利用されていない。しかし、見た人の多くは活用しており、浸水実績図は有効であることが示されている。

浸水実績図公表状況 平成15年10月現在

事業採択年次	河川名	水系名	浸水実績公表日
昭和54年度	鶴見川	鶴見川 (1級)	56年6月9日、元年5月15日、7年4月1日
	新河岸川	荒川 (1級)	56年6月9日、62年1月23日
	猪名川	淀川 (1級)	56年7月1日、60年6月1日、元年6月17日
	引地川	引地川 (2級)	56年6月27日、6年3月
	境川(神奈川)	境川 (2級)	56年6月27日、6年3月
	巴川	巴川 (2級)	57年3月10日
	真間川	利根川 (1級)	58年8月1日、7年3月
	新川	庄内川 (1級)	57年2月15日、5年2月18日
伏籠川	石狩川 (1級)	56年5月13日、58年5月31日	
昭和55年度	中川・綾瀬川	利根川 (1級)	56年6月9日、63年7月6日
昭和56年度	残堀川	多摩川 (1級)	57年9月1日
	目久尻川	相模川 (1級)	57年7月22日、6年3月
昭和57年度	大和川北部河川	大和川 (1級)	58年6月8日、10年9月
	境川(愛知)	境川 (2級)	58年9月1日
昭和63年度	神田川	荒川 (1級)	63年4月4日
	境川(岐阜)	木曾川 (1級)	57年9月1日
	環屋川	淀川 (1級)	63年5月1日、平成3年9月2日

直轄区間を含む。

アンケートによる  
浸水実績図の認知度と活用



鶴見川、新河岸川、中川・綾瀬川の各流域における浸水実績図公表直後に実施されたアンケート調査の平均値では「浸水実績図を見たことがある」が31%であるが、そのうち「浸水実績図を活用した」人が64%に達しており有効であることが分かる。

## 3.10 浸水予想区域図の設定

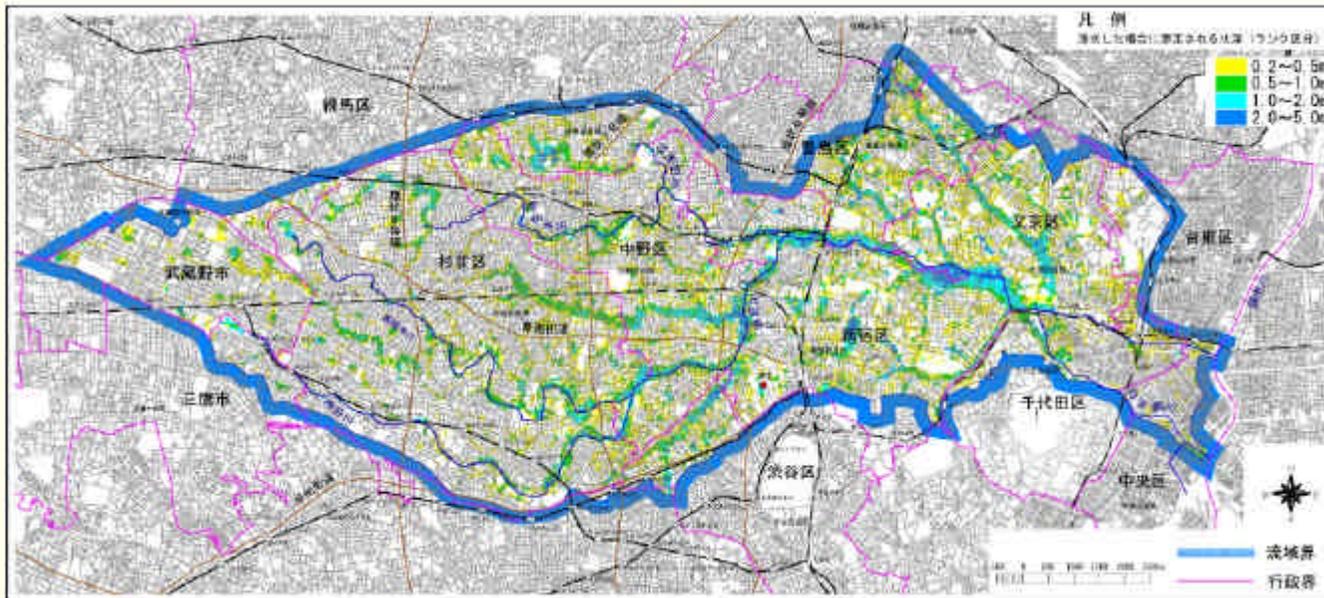
5河川で、流域整備計画書に浸水予想区域図の作成・公表が位置付けられている。浸水予想区域図を公表した河川は、計画に位置付けのない河川を含めて7河川であり、補助河川では公表していない河川が多い。

	河川名
流域整備計画書に浸水予想区域図作成の記述あり	鶴見川、巴川、伏籠川、中川・綾瀬川、境川（岐阜）
浸水予想区域図等作成・公表	鶴見川、中川・綾瀬川、新河岸川、神田川、新川、境川（愛知）、猪名川

近年ではハザードマップの重要性に対する認識が高まり、H13年の水防法の改正により浸水想定区域の公表が河川管理者に義務づけられ、作成・公表が進められている。

神田川、新川、境川(愛知)では内外水を見込んだ浸水想定区域が作成・公表され、洪水ハザードマップ作成の資料とされている。

神田川流域浸水予想区域図



総合治水の通達

S55年に通達。これを受け鶴見川、中川・綾瀬川、新河岸川、猪名川で浸水予想区域図を作成・公表

水防法の改正

洪水予報河川において河川管理者が浸水想定区域図を作成する事が義務づけられる。

洪水ハザードマップの作成公表

浸水想定区域図を元に避難場所などの避難情報を加えた洪水ハザードマップを市町村が作成



## 3.12 土地利用における治水安全度の配慮

ほとんどの河川において市街化区域への編入にあたっては、治水担当部局と都市計画担当部局との十分な調整が図られている。

	内容等	備考
S45通達に基づいてほとんどの河川において市街化区域への編入にあたっては、治水担当部局と都市計画担当部局との十分な調整が図られている。	湛水が予想される区域指定をしている。 (猪名川) 通達に基づき市街化区域の設定にあたっては協議している。 15河川 (猪名川、神田川を除く)	

注 神田川は全域市街化区域である。

S45通達とは：都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区分と治水事業との調整措置に関する方針として出された通達である。「市街化区域の設定にあたっては、概ね50mm/hr程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域、及び0.5m以上の湛水が予想される区域は、原則として市街化区域に含めないものとする。ただし、当該区域を市街化区域に含めないこととした場合、適正な市街化区域の設定上支障があると認められる時は、災害防止のための具体的な措置について検討したうえで市街化区域に含めることができるものとする。」

## 3.13 流域住民に対する理解と協力を求める 働きかけ

### a)流域の保水遊水機能の維持の必要性

すべての河川で、各種パンフレットを作成・配布し、毎年5月に実施される総合治水推進週間にはフォーラムの開催、パネル展示等を実施している。



新河岸川流域フォーラム

## (b) 各戸貯留浸透の奨励

雨水浸透施設、貯留槽（天水桶）等の補助、助成制度を実施している河川が多い。

各戸貯留浸透事業は先進事例の段階である。

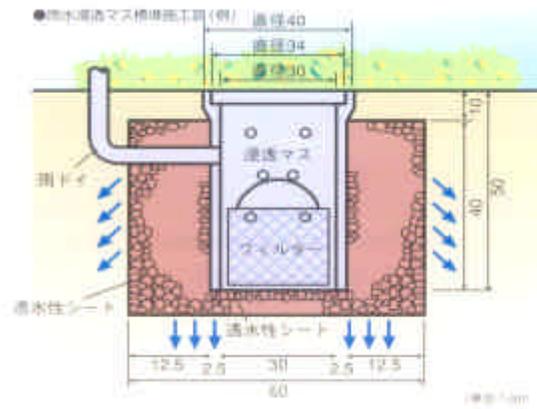
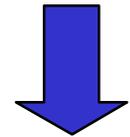
### 各戸浸透マス設置個数

河川名	設置基数	主要市町村名	補助、助成制度
新河岸川	7,669	所沢市、志木市、川越市 狭山市、北区、板橋区、練馬区 西東京市、東村山市、小平市	北区、板橋区、練馬区、西東京市、東村山市、小平市で東京都と行っている助成制度あり 40万円限度 志木市で不要浄化槽の雨水タンク化について助成制度 川越市で一般個人住宅を対象とした雨水浸透マス、貯留槽設置に伴う補充金交付制度あり 狭山市で調整池を対象とした固定資産税の減免 所沢市で雨水浸透マスの材料支給制度あり
真間川	116	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市	雨水小型貯留施設助成制度
神田川	51,330	文京区、新宿区、中野区	
残堀川	4,496	立川市、福生市、武蔵村山市	
境川（神奈川）	107,259	横浜市、藤沢市、相模原市	雨水貯留槽の設置に対する費用の補助
引地川	43,203	藤沢市、大和市、綾瀬市	
目久尻川	6,668	綾瀬市、座間市、藤沢市	
巴川	11	静岡市	

# 埼玉県各戸貯留浸透事業の概要

(事業の概要)

1. 対象河川  
不老川流域
2. 対象住宅  
対象河川流域の既設住宅
3. 各戸貯留の内容  
雨水浸透柵の設置
4. 手続き  
右のフロー図参照
5. 設置イメージ



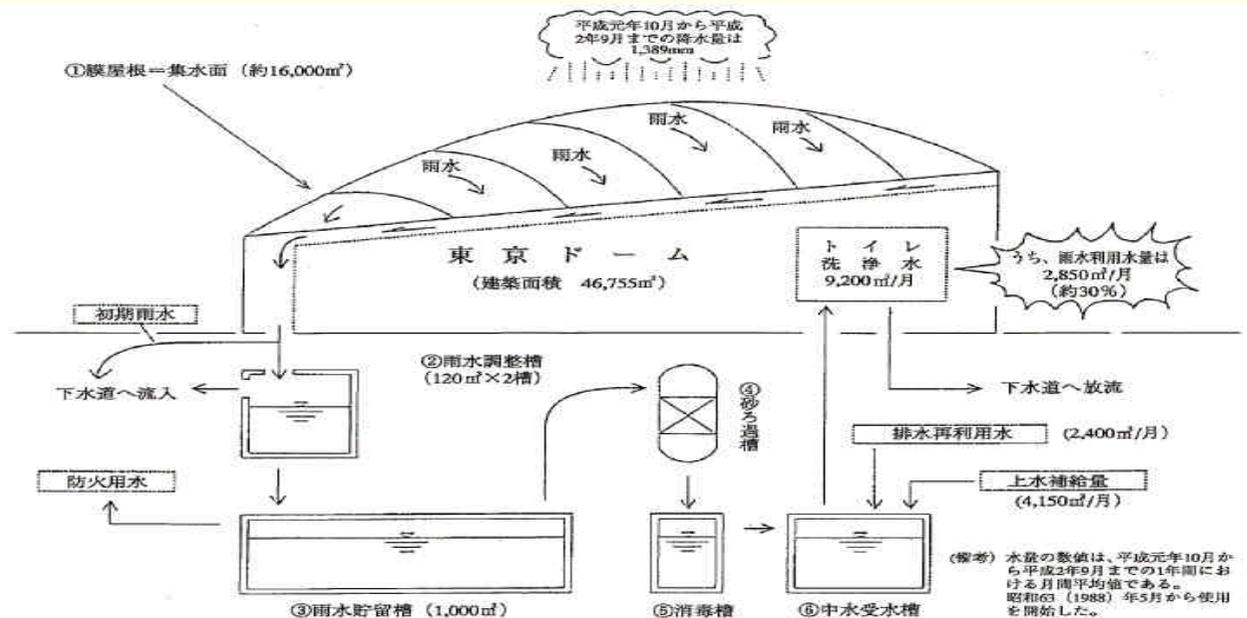
6. 実施件数 (H13末)  
約3,400戸 (39,800m<sup>3</sup>)

# 雨水利用に関して、各種融資・優遇税制が実施されている。

	No	制度名	補助内容	補助額(率)	補助対象者	担当官庁
融資制度	1	都市雨水対策施設整備事業融資	雨水貯留槽設置など	6000の融資	個人・法人	国民金融公庫
	2	都市雨水対策施設整備事業融資制度	雨水貯留槽設置など	融資	法人	中小企業金融公庫 (日本開発銀行)
	3	水資源有効利用融資制度	汚水・雨水処理施設等設置	融資比率30		国土交通省・経済産業省
	4	環境低負荷型建築物融資制度	節水に配慮した建築物等	融資比率50%程度		
優遇税制	1	エネルギー需給構造改革投資促進税制	エネルギー利用効率化設備	税額控除、特別償却等		経済産業省
	2	汚水・雨水処理施設の特別税制	雨水処理施設	特別償却		国土交通省・経済産業省



東京ドーム全景



雨水利用システム概念図

## c)高床式建築の奨励

PRを実施している河川が少なく、高床式建築の実施例も少ない。

	河川名	助成制度
PRを実施している	鶴見川、伏籠川、新河岸川、中川、綾瀬川、真間川、巴川、猪名川	真間川
PRを実施していない	神田川、残堀川、境川(神奈川県)、引地川、目久尻川、寝屋川、新川、境川(愛知県)、境川(岐阜県)、大和川	

鶴見川流域での実施例



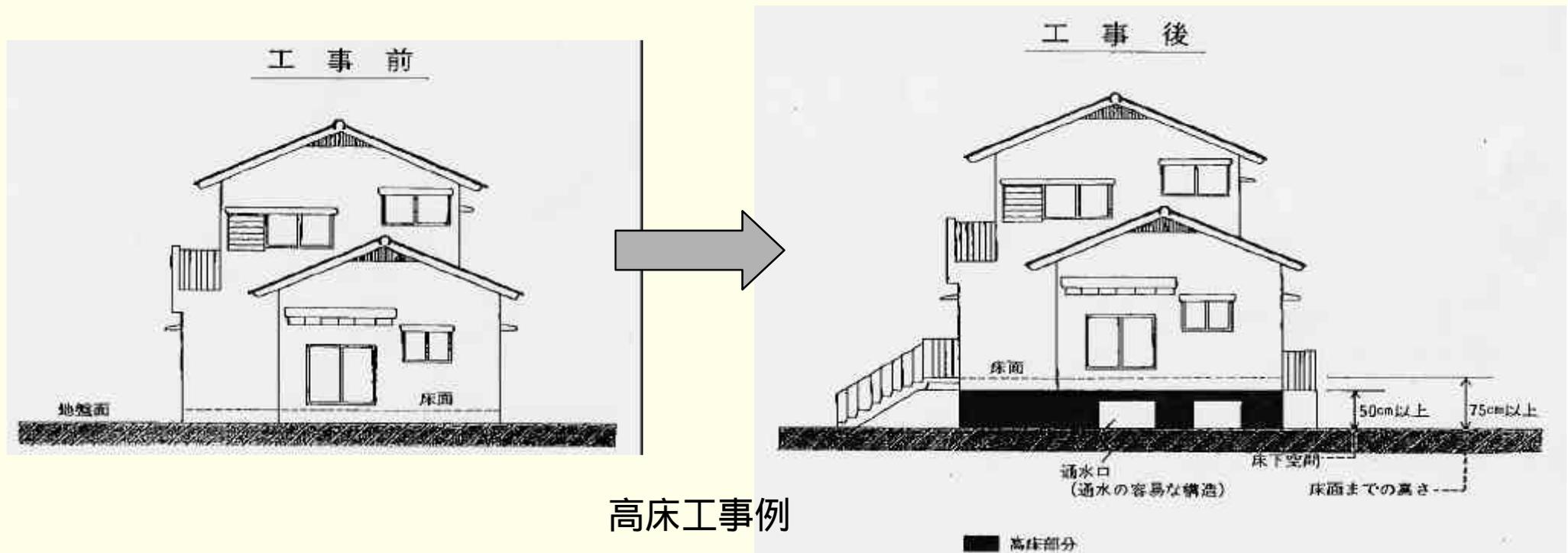
真間川流域での実施例



鶴見川の近くに住んでいるため過去の経験を生かし、洪水時に被害がないようピロティ構造とした

## 高床工事助成制度 (東京都)

大雨による浸水の危険のある一定の区域で、浸水被害を防止又は軽減するために、建物の床上げ工事を行う方に、工事費の一部を助成するもので、東京都と区市町村が共同で実施する。



(注)この制度は、都の予算不足と利用者が少なかったため、平成11年に廃止された。

# 住宅金融公庫などで高床 (ピロティ)建築に関する融資制度がある。

## 住宅金融公庫 地方公共団体施策住宅特別加算制度

地域の特性に対応した居住性等の向上や住環境の整備に配慮した住宅に特別加算額を増額するものです。住宅のタイプは次のもので、基準は地方公共団体と公庫が認めたものです。

### [ 自然条件等対応型住宅 ]

地域の気候・風土等の自然条件に対応する住宅又は地域特有の工法、技能、建材等を活かした住宅について定めた基準に適合するもの。

#### 融資額

住宅全体に係るもの...は200万円/戸、住宅の一部に係るもの...100万円/戸

(複数の基準を適用し、最高400万円/戸)

地域木造住宅の場合...500万円/戸

### [ 住環境整備型住宅 ]

地域特性を踏まえた住宅の配置、緑地、生け垣等の外構、団地施設等の整備を行う住宅について定めた基準に適合するもの。

融資額 200万円/戸

## 日本政策投資銀行

豊かな国民生活を実現するため、環境の保全対策、エネルギー・セキュリティの確保、防災対策、福祉・高齢化対策に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っている。

#### 融資対象

市街地の治水事業と一体的に整備される建築物整備、地下鉄・地下街等の浸水防止設備の整備

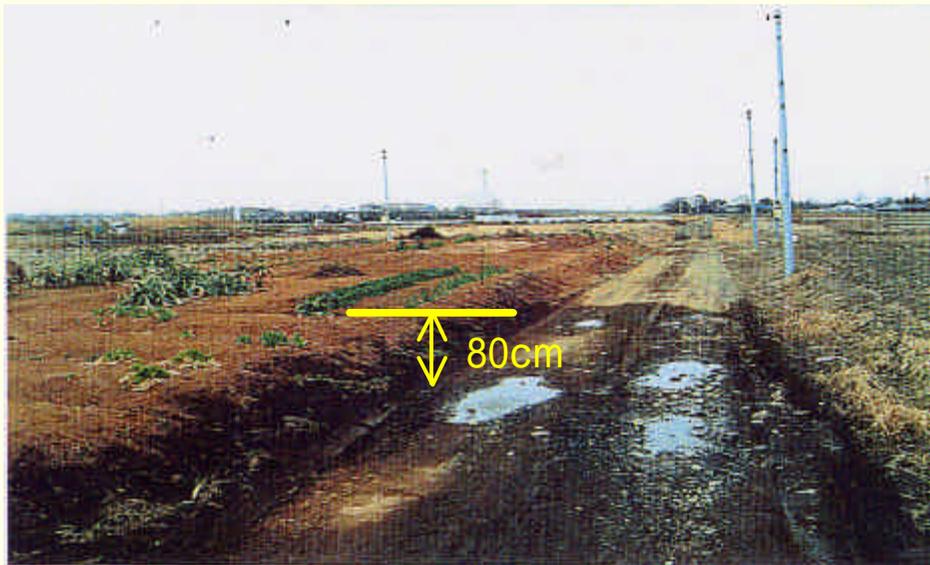
具体的には、地下鉄・地下街等に設置する防水壁等の浸水防止施設の整備事業

d) 地域の実態に応じた盛土の抑制、地域の実態に応じた盛土高の調整

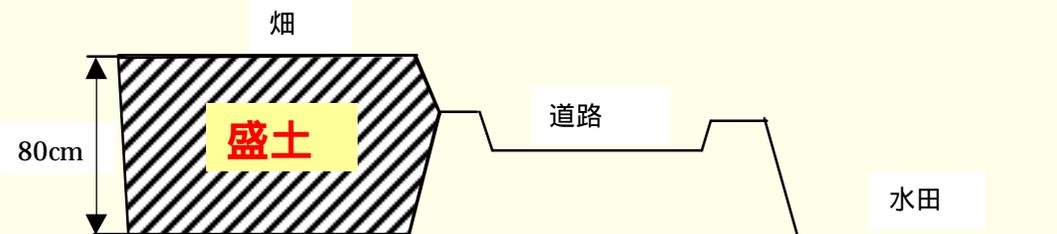
盛土規制の条例化、盛土抑制の指導の実施、協力要請を行っている河川がある。

内容	河川名	備考
盛土規制を条例化	真間川	市川市土砂等による土地の埋め立て、盛土およびたい積の規制に関する条例
	巴川	巴川流域遊水機能保全事業補助金交付要綱
盛土抑制の指導の実施と協力要請	鶴見川、新河岸川、猪名川、境川(神奈川)、引地川、目久尻川	

遊水地区内で、高い盛土を伴った畑作転換や開発が行われている。



水田を1m弱盛土している。



遊水地域内での盛土例